

地下鉄東西線荒井駅におけるパークアンドライド駐車場の設置及び管理運営事業者選定委員会設置要綱  
(平成 27 年 4 月 20 日 市長決裁)

(設置)

第 1 条 地下鉄東西線荒井駅におけるパークアンドライド駐車場（次条において「パークアンドライド駐車場」という。）の設置及び管理運営を実施する事業者の選定に当たり、専門的な見地からの意見を聴取し、公正かつ適正な評価を行うため、地下鉄東西線荒井駅におけるパークアンドライド駐車場の設置及び管理運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(協議事項)

第 2 条 選定委員会は、パークアンドライド駐車場に係る次に掲げる事項について、協議するものとする。

- (1) 事業者の募集要項及び評価基準に関すること
- (2) 応募事業者の評価に関すること

(組織)

第 3 条 選定委員会は、委員長及び委員 3 人以内をもって組織する。

- 2 委員長は、都市整備局次長をもって充てる。
- 3 委員は、駐車場施策、企業経営等に関し識見を有する者及び本市の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員及び委員長の任期)

第 4 条 委員長及び委員（以下「委員等」という。）の任期は、平成 27 年 12 月 31 日までとする。

(委員長)

第 5 条 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員長は、選定委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 選定委員会は、委員等の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(資料提出その他の協力)

第 7 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(秘密の保持)

第 8 条 委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 9 条 選定委員会の庶務は、都市整備局総合交通政策部交通政策課において処理する。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選

定委員会に諮って定める。

附 則  
この要綱は、平成 27 年 4 月 20 日から実施する。